

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により令和8年1月9日付け都城市公告第292号で公告した都城市農業振興地域整備計画を、同法第13条第1項の規定により変更するので、同法第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画の案に変更理由書を添えて次により縦覧に供する。

なお、当市の住民は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供した農業振興地域整備計画の案について市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画の案に係る農用地域内に
ある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案
に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から令和8年3月11日までの間に市
に対しこれを申し出ることができる。

令和8年1月26日

都城市長 池田 宜永



- 1 都城市農業振興地域整備計画の案の縦覧及び意見書の提出期間
自 令和8年1月26日
至 令和8年2月24日
- 2 都城市農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
都城市役所 農政部農政課
- 3 都城市農業振興地域整備計画の案の意見書提出先
都城市役所 農政部農政課